



社会福祉法人名古屋総合リハビリテーション事業団 令和6年度 事業計画

1 基本方針

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられ、様々な制限の緩和によって、人々の生活もコロナ禍前の日常を取り戻しつつあります。事業団においても、感染状況に留意しながら面会・外泊などの制限を緩和し、患者・利用者のストレスも少しずつ軽減してきているように感じます。しかし、インフルエンザの大流行や新型コロナウイルス感染症の第10波もあり、まだまだ予断を許さない状況でもあります。令和6年度においても、利用者や職員の健康を最優先に、適切な対応に努めます。

一方、令和7年度の附属病院市大化に伴い、事業団は大きな変革のときを迎えようとしています。開設者変更に伴う工事等の開始、介護保険事業の終了、福祉部門の新たな事業の検討、職員の所属先の決定など、利用者だけでなく職員にとっても心揺れる1年となることと思います。しかし、「心の通いあいを大切にしたりハビリテーションをめざす」というリハビリセンターの理念を忘れることなく、職員一同業務に邁進していく所存でございます。

さて、令和6年度は、平成27年度からの総合リハビリテーションセンター指定管理期間の最終年度となります。令和5年度は、なごや高次脳機能障害支援センターの事業拡大に伴って人員体制を強化し、国土交通省の社会復帰促進事業への取り組みとして、医療機関や地域の事業所との連携をより広くより密に行い、実績を積み上げてきました。令和6年度は、瑞穂区障害者基幹相談支援センターの移転と重層的支援体制整備事業の開始、再選定された障害者就労支援センターめいりのはの事業継続開始など、節目の年ともなり、これまでの取り組みや実績とも合わせて、令和7年度以降の次期指定管理を視野にいたした事業運営が求められます。名古屋市域・愛知県域における障害者リハビリテーションの中核施設として、高次脳機能障害の支援拠点機関として、今後の事業団のあり方を決定し、新たな事業展開に向けて検討を進めてまいります。

以上を踏まえ、令和6年度の事業展開にあたっては、次の事項を重点事項として取り組みます。

（１）令和７年度からの事業展開に向けた準備

令和７年４月から附属病院が名古屋市立大学へ移管されることに伴い、病院事業及び介護保険事業がなくなります。しかし、医療との連携を維持し、社会リハビリテーション・職業リハビリテーションを推進する総合リハビリテーションセンターとして、高次脳機能障害者や視覚障害者への支援事業の拡充、バリアフリー整備の支援や地域の人材育成を通したまちづくりへの貢献など、新たな事業展開に向けた準備を進めます。

また、規程や要綱の整備、各種届出の変更、パンフレットや事業団公式Webサイトなど広報媒体の整備等を行い、令和７年度からの事業がスムーズに開始できるよう体制を整えます。

（２）機能保全工事と市大化に向けた工事等の実施

築３０年を超え、リハビリセンター建物の老朽化が進んでいます。令和５年度に引き続き、エレベータの更新や、外壁、屋根防水補修の工事等、名古屋市住宅都市局による機能保全工事が実施されます。

また、附属病院の移管に伴い、医療法上必須となる病院と障害者支援施設の区分けのための工事や施設基準に対応した改修工事等が実施されます。

他にも、内装・トイレ等のリニューアルも実施が予定されており、複数の工事を同時に行っていくことになるため、事業運営や利用者等への影響が最小限になるよう努めます。

（３）経営戦略計画の推進

令和６年度は、第５次経営戦略計画（令和５年度から令和７年度まで）の２年目にあたります。新型コロナウイルス感染症の影響が見られた事業実績も、令和５年度からは徐々に回復の傾向にありますが、令和６年度においては、工事等の影響が懸念されます。可能な限り事業運営への影響を軽減し、計画の推進に努めます。

また、令和７年度に向けた計画の見直しを行います。

（４）報酬改定への対応

令和６年度は、診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定の年となります。

診療報酬改定においては、基本方針に、医療・介護・障害福祉サービスの連携強化が掲げられており、サービスの円滑な移行のため、関係機関との情報共有をより進めていくよう努めます。

また、障害福祉サービス等報酬改定においては、基本報酬の見直しや高次脳機能障害者支援に関する新たな加算、自立訓練の評価指標導入への対応を図ります。

（５）瑞穂区障害者基幹相談支援センター・地域活動支援センターつきみがおかの運営

令和６年４月から、名古屋市社会福祉協議会と瑞穂区社会福祉協議会に当事業団を加えた三者での事業共同（コンソーシアム）で、名古屋市から受託した名古屋市重層的支援体制整備事業が開始されます。区内のいきいき支援センターをはじめとする関連相談機関との連携実績や、精神障害領域を含む様々な地域の課題解決に関わってきた実績等を活かして、本事業の実施に貢献していきます。

また、令和６年５月、瑞穂区役所の近くに移転し、重層的支援体制整備事業における共同事業者間の連携強化や地域の相談支援体制の強化に努めます。

さらに、令和６年９月からの再受託に向けても準備を進めます。

（６）人材確保と人材育成

事業団が質の高いサービスを提供し続けるためには、人材の確保と次世代の育成が必要です。

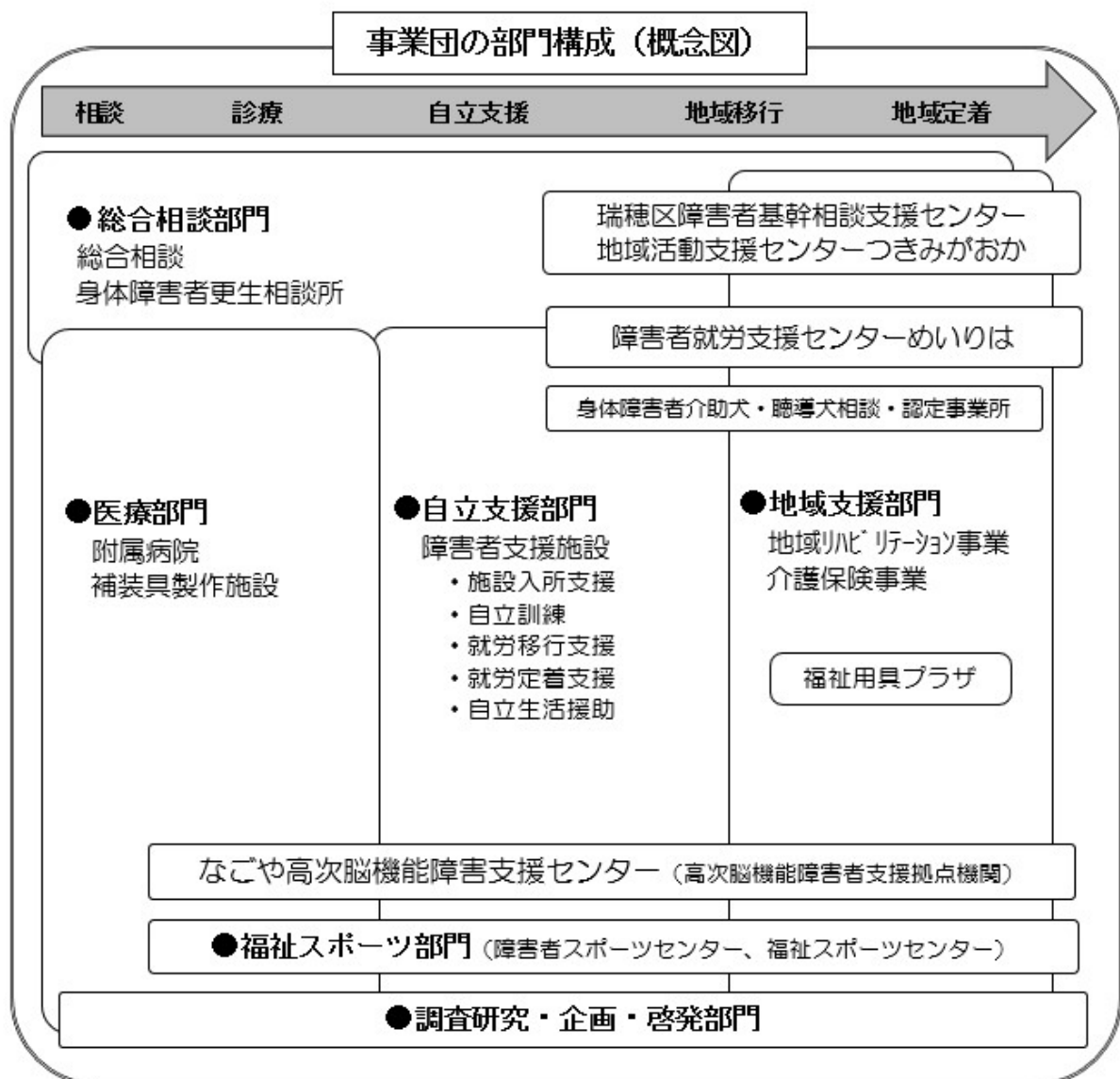
人材の確保については、他部門で連携して戦略的・計画的な広報に努めるとともに、就職説明会、インターンシップや職場見学の充実を図り、職場フェアへの参加、的を絞った広報等、採用広報にも引き続き力をいれていきます。

人材育成については、工事の影響により例年通りの研修実施は困難となりますが、令和７年度以降の新体制につながるよう、事業や職員間の連携などテーマを絞った研修を実施します。

2 部門別方針

事業団は、リハビリテーションの総合性・専門性・一貫性の機能をより高めるため、総合相談部門、医療部門、自立支援部門、地域支援部門、福祉スポーツ部門、調査研究・企画・啓発部門の専門部門を設置します。

各部門は、互いに連携して、障害者の相談から医療・訓練を経て地域移行・地域定着に至るまでの総合的で一貫性のある専門的なリハビリテーションを提供します。



● 総合相談部門

1 総合相談

(1) 運営方針

リハビリセンターの総合相談窓口として、相談機能、医療連携機能、高次脳機能障害支援機能が一体となり、名古屋市身体障害者更生相談所とも連携を図りながら、円滑な相談・支援業務を運営し情報を発信します。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア 他機関・病院・施設などとの外部連携強化
- イ 事業団内でのコーディネート機能を発揮し、多職種連携を活かした利用者支援

(3) 主な事業内容

- ア 総合相談業務
- イ ケースワーク業務（医療部門、自立支援部門など）
- ウ 医療・介護・福祉との地域連携支援

● 地域支援部門

1 地域リハビリテーション事業

(1) 運営方針

障害者（児）が地域で安心して快適な生活を自立して送ることができるよう、専門スタッフが訪問して、障害や介護者の状況などに応じた住宅環境の相談や日常生活上の指導を行います。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア 住宅改造の訪問時に日常生活や用具に関する助言などの実施
- イ 他機関や事業団内の各部門と連携した利用者支援の推進
- ウ 名古屋市住宅改造補助事業への対応

(3) 主な事業内容

- ア 名古屋市障害者住宅改造補助事業に関する相談
- イ 日常生活用具その他福祉機器に関する支援
- ウ 日常生活動作に関する相談・支援 など

2 なごや福祉用具プラザ

(1) 運営方針

障害のある方や身体機能の低下した高齢者の自立を支援し、介護者の負担を軽減するため、家族介護者教室などで情報提供を行い、福祉用具や住宅改修、介護に関する知識や技術の普及を図ります。

また、地域の支援力向上に貢献できるよう、福祉用具の活用講座や排せつケアに関する研修を開催し、地域の支援機関と連携した支援を実施します。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

ア 名古屋市介護ロボット等活用推進事業の実施

- (ア) 専門職による福祉用具・介護ロボットなどの適合支援
- (イ) 介護施設・事業所に向けた介護ロボットなどの普及啓発
- (ウ) 介護施設・事業所における介護ロボットの導入効果検証

イ 名古屋市高齢者排せつケア相談支援事業の実施

- (ア) おむつ選びの専門家養成研修
- (イ) 排せつケアヘルプデスク
- (ウ) 対面での排せつケア相談対応・アウトリーチ
- (エ) 高齢者排せつケアコールセンター
- (オ) 高齢者排せつケア対応力向上研修

(3) 主な事業内容

- ア 福祉用具の展示、相談（訪問相談を含む。）、製作・改造
- イ 福祉用具、介護技術などに関する情報提供と普及のための啓発事業
- ウ 介護実習・研修の実施
- エ 家族介護者教室事業
- オ 高齢者住宅改修相談事業
- カ 障害者 ICT サポート事業
- キ 高齢者排せつケア相談支援事業
- ク 介護ロボット等活用推進事業
- ケ 競技用補装具マッチング支援事業

3 瑞穂区障害者基幹相談支援センター

(1) 運営方針

障害種別を問わず、障害者やその家族からの相談に応じ、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう支援します。

相談支援事業者などに対し後方支援を行う他、瑞穂区内の障害福祉サービス事業所や行政機関などで構成する自立支援連絡協議会の運営を行います。

また、「地域活動支援センターつきみがおか」と一体的な運営を行い、利用者の地域生活支援の促進を図ります。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア 障害分野における包括的相談支援の窓口として地域の相談に応じるとともに、複合的な生活課題に対応する他領域の関係者や地域住民等との緊

密な連携を図り、重層的支援体制の整備に関わる

- イ 令和6年9月からの基幹センター運営事業受託に向けた準備を行う
- ウ 災害時の個別の支援計画について支援関係者や地域住民等と検討する
- エ 地域生活支援拠点の整備に向け地域の関係機関などとの連携を図る

(3) 主な事業内容

- ア 福祉サービス利用などの総合相談
- イ 処遇困難な障害者（児）への相談支援
- ウ 地域移行・地域定着支援
- エ 指定相談支援事業（特定・一般・障害児）
- オ 自立支援連絡協議会を活用した地域づくり

(4) その他

- ア 瑞穂区障害者基幹相談支援センター事業の受託へ向けた準備

4 地域活動支援センターつきみがおか

(1) 運営方針

利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づいた自立的な地域生活を営むことができるよう、関係機関や事業団内の各部門と連携しながら、地域活動支援事業を展開します。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア 個別支援を充実させ、利用者の希望する生活の実現に向けた支援
- イ 利用者の地域生活の維持のための関係機関との連携強化
- ウ 地域の重層的支援体制の構築に向けた、居場所・交流機能の充実による地域づくりの支援

(3) 主な事業内容

- ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- イ 医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整
- ウ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業

5 介護保険事業

(1) 運営方針

利用者などが、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。その実施にあたり、外部の事業所とともに、事業団内各部門との連携も図ります。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア 附属病院と連携を図りサービス提供の段階的な縮小
- イ 外部の居宅介護支援事業所・介護サービス事業所と連携し移行先の調整

ウ 介護保険サービス事業廃止に向け在宅・地域生活での継続的な支援

(3) 業務内容

ア 通所リハビリテーション 利用定員：午前40人・午後40人

イ 訪問リハビリテーション

ウ 居宅介護支援

(4) 主な事業内容

ア 要介護者又は要支援者の方へ心身機能の維持回復を通じた在宅生活支援

イ 在宅生活を送るうえで必要な日常生活動作上の助言・相談

ウ 居宅介護支援事業所などとの連携

● 医療部門

1 附属病院

(1) 運営方針

脳・脊髄・神経・筋・骨・関節・心疾患などを有する方に対し、在宅復帰に留まらず、就労など地域での暮らしが豊かになることをより意識した総合的なリハビリテーション医療を提供します。

令和6年度は、診療報酬改定、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬との同時改定の年であり、診療報酬改定の基本方針にもあります医療・介護・障害福祉サービスの連携強化を踏まえ、複合ニーズを有する方がサービスを地域で完結して受けられるよう、引き続き医療の提供体制を整えていきます。

また、リハビリテーションと高次脳機能障害者支援の中核施設であるリハビリテーションセンターの医療部門として、引き続き、更なる専門性の向上と地域支援力の強化、ならびに医学的な根拠に基づいた障害者支援に取り組んでいきます。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

ア 他医療機関・施設などとの連携強化への取り組み

イ 入院患者に対する早期から退院後まで切れ目のない支援への取り組み

ウ 外来患者数増加に向けた取り組み

エ 地域生活へ移行・定着に向けた医療機関外リハビリテーションへの取り組み

オ リハビリテーションにおけるロボットの利活用による訓練

・脳卒中後上肢麻痺に対する、運動量増加機器「上肢用ロボット型運動訓練装置（ReoGo[®]-J）」でのリハビリテーションへの取り組み

カ 運動麻痺患者に対する、反復性経頭蓋磁気刺激（rTMS）治療やボツリ

マス療法と、理学療法・作業療法の併用による集中的リハビリテーションによるニューロリハビリテーションの提供

(3) 主な事業内容

ア 業務内容

入院診療 一般病床 80床

外来診療

特別外来：ニューロリハビリテーション外来、

末梢神経外来、神経難病外来、物忘れ・認知症外来

臨床検査、画像診断、薬剤業務〔調剤・服薬指導〕、看護業務、

訓練〔理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理療法〕、

医療ソーシャルワーク など

イ 関係機関などとの連携

- ・リハビリテーションセンターの専門機能の利用及び切れ目のないリハビリテーション提供のため、他医療機関や地区医師会との連携
- ・他医療機関からの電話・FAXでの診療予約申込みに対する円滑な患者の受け入れ
- ・他医療機関や公安委員会からの依頼による自動車運転評価の提供
- ・入院から在宅への円滑な移行及び在宅療養・地域生活定着の支援のため、介護保険事業所・障害福祉サービス事業所などとの連携
- ・地域生活への早期移行・定着を目指して、総合相談部門・自立支援部門及び地域支援部門との情報共有

2 補装具製作施設

(1) 運営方針

身体障害者の自立を支援するための補装具について、応急的修理や、医療の過程で必要な治療用装具の製作を行います。また、各種福祉用具の試作・開発を行い、障害者の自立を支援します。同時に、これらの用具について関係各所と連携し、さらなる普及・啓発活動に努めます。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

ア 事業団内の各部門などと連携した調査・研究・開発の推進

イ 福祉用具・介護ロボットの評価

(3) 主な事業内容

ア 補装具の評価・適合

イ 補装具の試作

ウ ブレースクリニック（補装具診断）

● 自立支援部門

1 生活支援（自立訓練（機能訓練）、施設入所支援、自立生活援助）

(1) 運営方針

病気や事故などによる身体や高次脳機能に障害がある方に対して、夜間における入浴、排泄又は食事の介助や見守り支援と自立した日常生活や社会生活を営むための訓練を実施し、地域生活への移行・定着を目指した社会リハビリテーションを行います。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア ニーズがある利用者に適切に情報が伝わり、支援を受けることができる
ようにするための広報・周知活動の強化
- イ 医療職の専門性を活かした自立訓練プログラムの見直し・強化
- ウ SIM（社会生活の自立度評価指標）を活用した訓練効果の見える化
- エ 令和7年度に向けた運営体制の検討及び準備

(3) 業務内容

- | | | |
|---|----------------|--------------|
| ア | 施設入所支援サービス | 利用定員：４０人（夜間） |
| イ | 自立訓練（機能訓練）サービス | 利用定員：４５人（日中） |
| ウ | 自立生活援助サービス | 利用者数：１０人程度 |

(4) 主な事業内容

- ア 医療職を含む様々な専門職のチームアプローチによる支援
- イ 地域での豊かな生活実現のための在宅復帰支援及び地域活動支援
- ウ 復職や就労移行支援の利用に向けた準備支援
- エ 自立生活援助サービスなどを効果的に活用しながらの地域生活実現に向けた地域移行・定着支援
- オ 国土交通省「社会復帰促進事業」の実施

2 視覚支援（自立訓練（機能訓練））

(1) 運営方針

視覚に障害のある方に対して、残存視力・視野および視覚以外の感覚を用いて、移動の安全性向上や外出範囲の拡大、文字処理・情報収集手段の再獲得、日常生活動作の自立などを目指して訓練を実施します。

また、相談支援事業所などと連携し、地域で自立した生活を送れるよう必要な相談、調整、情報提供を行います。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア 名古屋市立大学病院、愛知県眼科医会などの医療機関との連携強化によ

る受障後、早期からの支援の実施

- イ 新規就労・復職希望者の増加に対応するための事業団内就労支援部門及び関係就労支援機関との連携強化
- ウ 軽度ロービジョン者・高齢者の増加及びアフターフォローに対応するための地域の視覚障害関係機関との連携強化、役割分担の明確化
- エ 視覚障害支援センター化に向けた検討及び準備

(3) 業務内容

自立訓練（機能訓練）サービス 利用定員：10人（通所定員）

(4) 主な事業内容

- ア 見えない、見えにくいことで困っている方への相談支援
- イ 白杖歩行、点字、ICT（情報通信技術）、ADL（日常生活動作）、ロービジョンなどの視覚障害リハビリテーション訓練の実施
- ウ 視覚障害に関する広報・啓発活動、各種講座などの実施

3 就労支援（就労移行支援・就労定着支援）

(1) 運営方針

身体に障害がある方や記憶や注意力・判断力などの高次脳機能に障害がある方を対象に、職業的自立と社会参加を図ることを目的として職業リハビリテーションサービスを提供します。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア ニーズがある利用者に適切に情報が伝わり、支援を受けることができるようにするための広報・周知活動の強化
- イ ハローワークなどの関係機関との連携強化による職場開拓の実施
- ウ 令和7年度に向けた運営体制の検討及び準備
- エ 就労選択支援事業の実施に向けた検討及び準備

(3) 業務内容

- ア 就労移行支援サービス 利用定員：46人
- イ 就労定着支援サービス 利用者数：20人程度

(4) 主な事業内容

- ア 医療部門との連携による就労もしくは復職を希望する方への職業訓練などの就労移行支援
- イ 一般就労に移行した障害者に対する就労継続を図るための就労定着支援
- ウ 障害者や事業所に対し職場適応を容易にするための支援
（職場適応援助者（ジョブコーチ）支援）
- エ 愛知県「障害者相談体制整備事業（一般就労移行）」の実施

4 障害者就労支援センターめいりは

(1) 運営方針

就職希望もしくは在職中の障害者の抱える課題に応じて、雇用及び福祉などの関係機関と連携し、就労及びそれに伴う生活上の相談・支援を一体的に行います。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア 就労支援課はじめ事業団内の各部門との連携による相談・支援の実施
- イ 地域の障害福祉サービス事業所などとの連携による相談・支援の実施
- ウ 大学などに在籍中の若年障害者及び家族などの相談・支援の試行的実施
- エ 就労選択支援事業の実施に向けた検討及び準備

(3) 主な事業内容

- ア 就職に向けた相談、支援
- イ 健康管理など日常生活に関する相談、助言
- ウ 企業への障害者雇用に関する相談、情報提供
- エ 障害者支援施設などへの相談、助言

5 介助犬等相談・認定事業

(1) 運営方針

身体障害者補助犬法に基づく介助犬などに関する相談や、情報提供、認定などを行い、身体障害者の自立や社会参加の促進を図ります。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

他県認定機関などとのノウハウの共有や連携強化

(3) 主な事業内容

- ア 介助犬などに関する相談・情報提供
- イ 介助犬などの認定審査の実施

● なごや高次脳機能障害支援センター(高次脳機能障害支援拠点機関)

(1) 運営方針

高次脳機能障害者の安定した生活、社会参加を目標に、事業団内の各部門との連携により、医療から福祉、地域移行・定着までの一貫したサービスを提供します。

高次脳機能障害者は障害の特徴から、継続的な支援が必要な人が多く、地域での支援が欠かせないため、連携可能な医療機関などの増加に努めるとと

もに、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所などの地域支援機関への後方支援や支援機関同士のネットワーク強化を推進していきます。また、研修の実施や支援手法の確立とその活用などにより、地域で支援する人材の育成にも努めます。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア 令和4・5年度から新たに取り組んでいる出張相談や各種講座を継続することで、実践的な取り組みを通して地域の支援機関の支援力強化を図る
また、引き続き幅広く広報・啓発することに重点を置く
- イ 高次脳機能障害支援者養成研修の実施に向けて計画を行う
- ウ 令和7年度からの新体制移行後も従来以上の内容で事業継続できるよう準備を進める

(3) 主な事業内容

- ア 高次脳機能障害の特性に対応した専門的な相談から、診断、評価、訓練、支援までの一貫した総合的なリハビリテーションサービスの提供
- イ 高次脳機能障害の特性を踏まえたマネジメント、必要に応じた継続的支援、及び地域支援
- ウ 関係機関などとの連携に基づいた、自動車運転再開支援・相談、失語症者の相談、小中学生の高次脳機能障害児に対する支援
- エ 「愛知県高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」の実施
- オ 「国土交通省社会復帰促進事業」の実施

● 調査研究・企画・啓発部門

1 調査研究・企画

(1) 運営方針

リハビリテーションサービスの質を向上するため、工学的技術支援などに関する調査研究・企画並びに情報収集・啓発を行います。

また、リハビリテーション研究基金の運用や業務関連研究を推進します。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

- ア 事業団内の各部門と連携した調査・研究・開発の推進
- イ 外部機関・なごや福祉用具プラザをはじめとする事業団内の各部門と連携した福祉用具・介護ロボットの開発、普及などの推進の強化

(3) 主な事業内容

- ア 外部機関・事業団内の各部門と連携した研究開発
- イ PET-CTなどの適切な管理と運用

ウ 研究活動の支援

(ア) リハビリテーション研究基金

リハビリテーション技術の研究開発を推進するための「リハビリテーション研究基金」の運用及び研究助成を行います。

(イ) 業務関連研究

日常業務レベルにおける利用者サービスの質的向上、事業団職員の知識・技能の全体的向上などを目的とした、業務に関連する研究などを奨励・促進し、先駆的事業の試みや研究に取り組み易い職場風土づくりを推進します。

(ウ) 研究紀要

リハビリテーション研究基金および業務関連研究で提出された論文を中心に掲載した研究紀要を発行します。

2 広報・啓発活動

(1) 運営方針

事業団がリハビリテーションや障害者福祉の中核施設としての役割を果たすため、また、事業団が持つ専門性や取り組みを広く知っていただき、地域支援機関などとの連携や支援技術の普及などに貢献していくため、事業内容の紹介、研究成果の公表、障害理解についての普及・啓発など、広報・啓発活動を推進します。令和6年度はセンター内の工事のため研修室等が使用できなくなりますが、Zoom等オンラインの活用や外部会議室等を確保する等して、出来る限り例年どおりの情報発信ができるよう努めます。また、令和7年度からの組織改変に向けて、ウェブサイトやパンフレット等の様々な広報ツールの修正・リニューアルについても整備を進めます。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

ア ウェブサイト・パンフレット等の修正・リニューアルに向けた整備

イ オンラインの活用、外部会議室等の確保によるイベント等の開催

ウ 外部メディアなどを活用した事業団の取り組みについての発信強化

エ YouTubeを利用した動画での事業などの紹介やX、InstagramなどSNSを活用した迅速な情報発信

オ 事業団公式ウェブサイトの運営管理強化（最新情報の更新、分かりやすい情報の掲載、リニューアルに向けた検討）

カ 医療機関、支援機関、教育機関などへの発信強化

(3) 主な事業内容

ア 新聞・テレビなど、各種外部メディアへの働きかけ

- イ 市政記者クラブへの情報提供、広報なごやなどの市媒体の活用
- ウ YouTube を利用した動画の発信
- エ 事業団公式ウェブサイト、X、Instagram の活用
- オ 説明会（現地、オンライン）の開催（名古屋市総合リハビリテーションセンター説明会、自立支援部説明会、なごや高次脳機能障害支援センター説明会など）
- カ 講座など（現地、オンライン）の開催（居場所・サロン事業、市民公開講座など）
- キ 病院、支援機関、学校などへの訪問・情報発信
- ク リーフレットなど、紙媒体の活用
- ケ 見学、実習の受け入れ
- コ 近隣小学校の総合学習への協力

● 福祉スポーツ部門

福祉スポーツ部門は、新型コロナウイルス感染症の大なる影響を受けてきました。新型コロナウイルス感染症の取り扱いは大きく変わりましたが、障害者・高齢者を対象としていますので、引き続き感染対策には十分配慮して参ります。また、事業運営については、名古屋市と協議し、柔軟に対応いたします。

1 福祉スポーツセンター

（1）運営方針

高齢者や障害者、地域住民の健康づくりの増進のため、スポーツ活動の機会を提供します。

また、附属病院の市立大学化に向け、病院部門と連携して実施している事業の令和7年度以降の取り組みについて、関係機関と協議・調整のうえ、実施内容を検討します。

（2）令和6年度の重点取り組み事項

令和7年度以降の事業運営の検討（関係機関との協議・調整）

（3）主な事業内容

- ア 高齢者スポーツ教室
- イ シルバーフィットネス事業
- ウ 体育館、多目的ホールなどの施設の貸し出し
- エ 高齢者・障害者への運動に関する助言・指導

2 障害者スポーツセンター

(1) 運営方針

多様化する障害者スポーツのニーズに応えるため、障害者スポーツ振興の拠点としてスポーツ・レクリエーションを通じた福祉の向上や施設の利用促進、各種スポーツの機会の提供を行います。

また、2026年第5回アジアパラ競技大会の開催を控え、障害者スポーツ振興の重要性が高まっている今を好機ととらえ、各方面との連携強化を図り、より一層の障害者スポーツの推進に努めます。

(2) 令和6年度の重点取り組み事項

ア 利用者一人ひとりの障害特性に応じた安全なスポーツ活動機会の提供

イ 新規利用者の確保及び継続利用の定着

ウ 地域における障害者スポーツ振興の一層の推進

(ア) 実施環境整備

- ・市内特別支援学級（学校）で運動指導
- ・区スポーツセンター指定管理者対象研修会

(イ) 理解促進・普及啓発

- ・スポーティブライフ in 瑞穂
- ・区スポーツセンターで障害者スポーツ体験会
- ・ショッピングモールなどで障害者スポーツ体験会
- ・市内小中学校で障害者スポーツ体験出前授業
- ・名古屋をホームタウンとするトップスポーツチームとの連携事業
- ・企業との連携
- ・各団体事業への協力

(ウ) 人材育成・確保

- ・障害者スポーツフォーラムの開催
- ・パラスポーツ指導者・ボランティアの養成及びその活動支援
- ・パラスポーツ指導者資格取得認定校との連携
- ・名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会事務局業務

(エ) 競技力向上

- ・全国障害者スポーツ大会への名古屋市選手団派遣
- ・全国障害者スポーツ大会名古屋市選手団の育成強化事業
- ・名古屋市障害者スポーツ大会実施
- ・市民スポーツ祭の開催

(3) 主な事業内容

ア スポーツ教室、種目別練習や東海大会（記録会）等の開催及び障害者ス

ポーツに関する情報提供

- イ 健康づくりに関する講座の開催
- ウ 地域・関係団体との交流促進
- エ 医療スタッフによる医学的な相談・助言・指導
- オ 障害者のスポーツ活動における用具の相談
- カ 精神保健福祉士による相談
- キ 障害者スポーツの振興
- ク 障害者スポーツ特有競技の審判員養成、育成
- ケ クラブ活動支援
- コ スポーツ用具の貸出し